

町名地番変更に伴う 商業登記のてびき

平成22年5月1日実施



今までは 富士見市 大字勝瀬 ○○○○番地○

これからは 富士見市 ふじみ野東 (西)◇丁目 □□番地□



富士見市

富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合

目 次

1. はじめに	1
2. このようなときに手続きが必要です	1
3. 会社等変更登記の期限（いつまでに）	2
4. 登録免許税	2
5. 手続き方法	
I. 本店（主たる事務所）の所在地の表示が変更になったとき	3
II. 支店（従たる事務所）の所在地の表示が変更になったとき	4
III. 代表者の住所の表示が変更になったとき	6
6. 法人所有の不動産等の名義人住所の変更について	6
7. 会社変更登記申請書等の記載例	
記載例 1～5 の登記申請書記載上の注意	7
記載例 1	8
記載例 2	9
記載例 3	10
記載例 4	11
記載例 5	12

1. はじめに

町名地番変更とは、土地区画整理事業などに合わせて町の名称や地番を整理・変更することにより、地番の混乱の解消やまちのイメージアップを図り、暮らしやすいまちづくりを進めるために行うものです。

今回、皆さまの会社等がある地域は、**平成22年5月1日**に町名地番変更が実施されます。

町名地番変更が実施されますと、その区域内の会社（法人）の本店（主たる事務所）や支店（従たる事務所）の所在地又は個人の住所が変更されますので、次のようなときには、管轄の法務局に対して変更登記の申請をしていただくことになります。

2. このようなときに手続きが必要です

●会社の「本店」、「支店」の所在地、又は会社以外の法人の「主たる事務所」、「従たる事務所」の所在地の表示が変更になったとき

●登記されている各種法人の代表者の住所の表示が変更になったとき
(以下、「会社等」と総称し会社について説明します。)

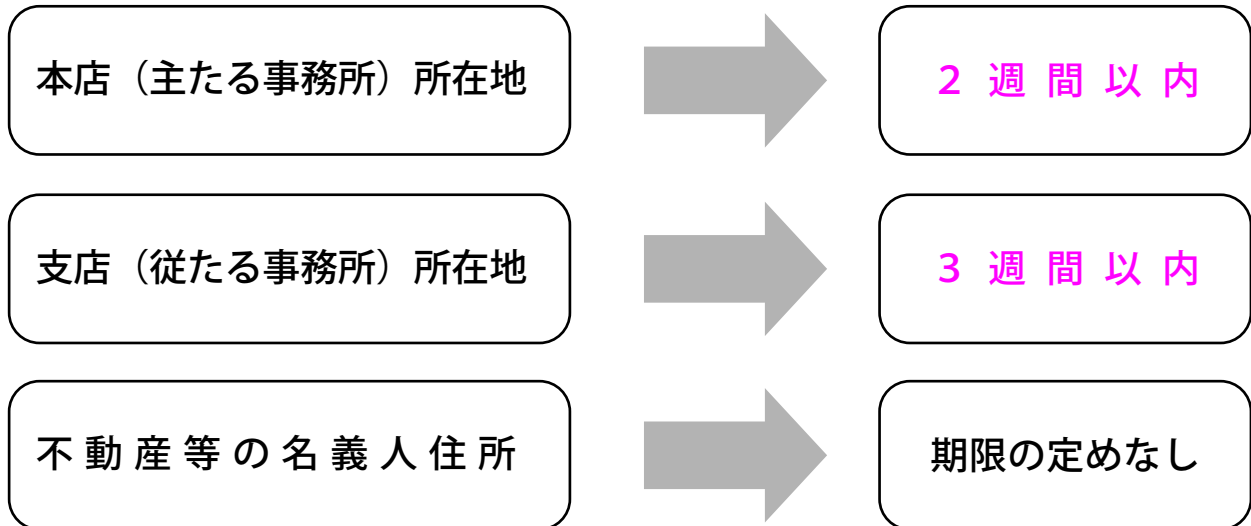
- ・株式会社の代表取締役
- ・有限会社の取締役及び監査役
- ・合名会社又は合資会社の社員・支配人を置いた営業所及び支配人の住所
- ・民法法人の理事や協同組合の代表理事

※株式会社の役員で住所が登記事項とされているのは、代表取締役等の代表権を有する方です。取締役や監査役については、住所が登記事項とされていないため、住所に変更が生じても変更の登記をする必要はありません。

しかし、有限会社は、役員の仕事に住所に変更が生じたときには、変更の登記をしなければなりません。
※変更登記の申請をしないと、登記簿上の本店等の所在地や代表者の住所の表示が旧住所のままとなり、資格証明書や印鑑証明書を請求する際に支障となる場合がありますので速やかに申請してください。

3. 会社等変更登記の期限（いつまでに）

会社等の変更登記には期限があります。町名地番変更実施後、以下の期間内に手続きを行ってください。



※不動産等の登記名義人住所については、売買、抵当権設定・抹消等、必要が生じたときに申請していただいても問題ありません。

4. 登録免許税

会社等の変更登記の申請に必要な登録免許税は、市役所で発行する「住所変更証明書」を添付すれば免除されます。

※証明書は、平成22年5月6日以降に無料で発行いたします。

証明書は次の場所で発行いたします。

◇会社等の所在地の変更のための住所変更証明書は
市役所税務課（252-7117）

◇代表者の住所の変更のための住所変更証明書は
市役所市民課（252-7109） 及び各出張所

※登記簿上の住所と住所変更証明書の住所が一致しない場合には、登録免許税が免除されない場合がありますので、最寄りの法務局へご相談ください。

5. 手続き方法

I. 本店（主たる事務所）の所在地の表示が変更になったとき

(1) 手続きについて

- ①本店所在地の管轄法務局に申請するときは、「**会社変更登記申請書**」に本店の「**住所変更証明書**（市役所税務課で発行）」を添付して、本店所在地の管轄法務局へ提出してください。代理人が申請する場合は、「**代理権限証書（委任状）**」が必要です。
- ②支店等が、本店所在地の管轄法務局の管轄区域外にあるときは、「**会社変更登記申請書**」に「**履歴事項証明書**※（町名地番変更による、本店・支店・役員の住所変更の記載があるもの）」を添付して、各支店所在地の管轄法務局にも提出してください。この場合の委任状は不要です。
※履歴事項証明書とは、過去の変更登記の履歴を記載したもので、支店の手続きの際に必要になります。

(2) 手続き例

【本店】〇〇商事株式会社

変更前所在地：富士見市大字勝瀬〇〇〇〇番地〇 から

変更後所在地：富士見市ふじみ野東◇丁目□□番地□

に変更になったときの手続きに必要な書類は次のとおりです。

①本店における手続き

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| ア. 必要書類 | 会社変更登記申請書 （記載例1参照）……………1通 |
| | 本店の住所変更証明書 （市役所税務課で発行）……………1通 |
| | ◇代理人が申請するとき |
| | 代理権限証書（委任状） （記載例5参照）……………1通 |
| イ. 申請人 | 代表取締役（取締役） |
| ウ. 登記期限 | 町名地番変更実施後 2週間以内 |
| エ. 提出先 | さいたま地方法務局志木出張所 |

②支店があるときの支店における手続き

※上記①の登記完了後に本店変更事項等の記載のある「**履歴事項証明書**」の交付を受けてください。（支店を管轄する法務局申請件数分）

ア. 必要書類	会社変更登記申請書 （記載例2参照）……………1通 履歴事項証明書 ※……………1通 ※本店所在地で変更登記を完了したことを証するもの
イ. 申請人	代表取締役（取締役）
ウ. 登記期限	町名地番変更実施後 3週間以内
エ. 提出先	支店所在地の管轄法務局（支局・出張所）

※本店・支店とも今回の町名地番変更区域内にあるときは、同一の会社変更登記申請書で申請できます。このときの住所変更証明書は、本店・支店分それぞれ添付してください。

※本店・支店とも同一法務局の管轄内にあり、本店のみ今回の町名地番変更区域内にあるときは、その支店における手続きの必要はありません。

Ⅱ. 支店（従たる事務所）の所在地の表示が変更になったとき

（1）手続きについて

- ①「**会社変更登記申請書**」に、支店の「**住所変更証明書**（市役所税務課で発行）」を添付して、本店所在地の管轄法務局へ提出してください。
- ②手続きが完了しましたら、本店所在地の管轄法務局で、変更登記を完了したことを証する「**登記簿の謄本又は履歴事項証明書**」の交付を受けてください。
- ③支店では「**会社変更登記申請書**」に上記②の「**登記簿の謄本又は履歴事項証明書**」を添付して支店所在地の管轄法務局へ提出してください。

※本店・支店とも同一法務局の管轄内にあり、支店のみ今回の町名地番変更区域内にあるときは、その支店の変更事項のみ申請します。

（2）手続き例

【支店】〇〇商事株式会社 富士見支店

変更前所在地：富士見市大字勝瀬〇〇〇〇番地〇 から

変更後所在地：富士見市ふじみ野東◇丁目□□番地□

に変更になったときの手続きに必要な書類等は次のとおりです。

①本店における手続き

- ア. 必要書類 **会社変更登記申請書**（記載例3参照）……………1通
支店の住所変更証明書（市役所税務課で発行）……………1通
◇代理人が申請するとき
代理権限証書（委任状）（記載例5参照）……………1通
- イ. 申請人 代表取締役（取締役）
- ウ. 登記期限 町名地番変更実施後**2週間以内**
- エ. 提出先 本店所在地の管轄法務局（支局・出張所）

②富士見市にある支店における手続き

※上記①の登記完了後に支店変更事項等の記載のある「**登記簿の謄本又は履歴事項証明書**」の交付を受けてください。（支店を管轄する法務局申請件数分）

- ア. 必要書類 **会社変更登記申請書**（記載例4参照）……………1通
登記簿謄本又は履歴事項証明書※……………1通
※本店所在地の管轄法務局において富士見市にある支店の所在地の変更登記をしたことを証するもの
- イ. 申請人 代表取締役（取締役）
- ウ. 登記期限 町名地番変更実施後**3週間以内**
- エ. 提出先 さいたま地方法務局志木出張所

③他市区町村にも支店があるときの支店における手続き等

- ア. 必要書類 **会社変更登記申請書**（記載例4参照）……………1通
登記簿謄本又は履歴事項証明書※……………1通
※本店所在地の管轄法務局において富士見市にある支店の所在地の変更登記をしたことを証するもの
- イ. 申請人 代表取締役（取締役）
- ウ. 登記期限 町名地番変更実施後**3週間以内**
- エ. 提出先 支店所在地の管轄法務局（支局・出張所）

Ⅲ. 代表者の住所の表示が変更になったとき

(1) 手続きについて

本店所在地の管轄法務局に申請するときは、「**会社変更登記申請書**」に代表者の「**住所変更証明書**（市役所市民課及び各出張所で発行）」を添付して、本店所在地の管轄法務局へ提出してください。代理人が申請する場合は、「**代理権限証書（委任状）**」が必要です。

(2) 手続き例

【代表者】 富士見 太郎

変更前住所：富士見市大字勝瀬〇〇〇〇番地〇 から

変更後住所：富士見市ふじみ野東◇丁目□□番地□

に変更になったときの手続き方法等は次のとおりです。

本店における手続き

ア. 必要書類	会社変更登記申請書 （記載例1参照）……………1通
	代表者の住所変更証明書 （市役所市民課及び各出張所で発行）……1通
	※住所の変更手続きを行う代表者が複数いる場合は、各々の代表者の住所変更証明書が必要です。
	◇代理人が申請するとき
	代理権限証書（委任状） （記載例5参照）……………1通
イ. 申請人	代表取締役（取締役）
ウ. 登記期限	町名地番変更実施後 2週間以内
エ. 提出先	本店所在地の管轄法務局（支局・出張所）

6. 法人所有の不動産等の名義人住所の変更について

会社等の本店の所在地の表示が変更になったときで、その会社等が土地建物等の不動産を所有しているとき及び不動産に関するその他の権利（抵当権等）を所有しているときは変更登記が必要です。

(記載例1～5の登記申請書記載上の注意)

▶登記申請について

(1) 登記申請の一般原則について

登記申請は、原則として、当事者又はその代理人が法務局に申請してください。

申請書には、会社の代表者が法務局に提出してある印鑑を押印してください。代理人によって申請する場合には、代理人が押印してください。申請書が2枚以上にわたるときは、申請書に押印した人が各ページの綴り目に契印（割印）してください。

郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「商業登記申請書類在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。

(2) 登記の申請書様式について

申請書はA4の用紙に記載し、他の添付書類と共に左綴じにして提出してください。紙質は長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。

文字は、直接パソコンを使用し入力するか、黒色ボールペンで、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。

(3) 役員の住所変更の登記について

株式会社の役員で住所が登記事項とされているのは、代表取締役等の代表権を有する者です。取締役や監査役については、住所が登記事項とされていないため、住所に変更が生じても変更の登記をする必要はありません。

有限会社にあつては、役員の住所に変更が生じた場合には、その変更を登記しなければなりません。

《書式の解説》

(注1) 商業登記簿に記載されている本店所在地を記載してください。

(注2) 証明書に記載されている変更理由並びに、変更登記事項を記載してください。住所変更登記を行う代表取締役（有限会社は役員）が2名以上の場合は、氏名も記載してください。

(注3) 町名地番変更の年月日及び証明書の住所（町名地番変更実施後の住所）を省略せずに記入してください。

(注4) 市役所発行の「住所変更証明書」を添付する場合、登録免許税は免除されます。

(注5) 通数は、会社+該当取締役（有限会社は役員）の数を記入し、添付してください。

(注6) 代理人に登記申請を委任した場合のみ必要です。

(注7) 本店所在地※、商号、代表取締役（有限会社は役員）の住所※、代表取締役（有限会社は役員）の氏名を記載してください。

※町名地番変更区域内の場合は、町名地番変更後の所在地、住所を記載してください。

(注8) 代表取締役（有限会社は役員）の印鑑は、法務局に提出した印鑑を押印してください。

(注9) 代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑を押印してください。この場合、代表取締役（有限会社は役員）の押印は不要です。

変更登記に関してご不明な点がございましたら

さいたま地方法務局 志木出張所

までお問い合わせください。

〒353-0004 志木市本町1丁目4番25号

電話 048-476-1230

(記載例1)

本店の所在地（又は会社代表者の住所）が変更になった場合に、本店所在地の管轄法務局で行う登記申請の例。

株式会社変更登記申請書

1. 商号 〇〇商事株式会社
1. 本店 埼玉県富士見市大字勝瀬〇〇〇〇番地〇 (注1) (注2)
1. 登記の事由 町名地番変更による本店の変更及び代表取締役の住所変更
1. 登記すべき事項 平成22年5月1日町名地番変更による本店の変更 (注3)
本店 埼玉県富士見市ふじみ野東◇丁目□□番地□
平成22年5月1日町名地番変更による
代表取締役 富士見 太郎 の住所変更
住所 埼玉県富士見市ふじみ野東◇丁目□□番地□
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号の規定により免除 (注4)
1. 添付書類
住所変更証明書 〇 通 (注5)
代理権限証書 1 通 (注6)

上記のとおり登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県富士見市ふじみ野東◇丁目□□番地□ (注7)

申請人 〇〇商事株式会社 (注7)

埼玉県富士見市ふじみ野東◇丁目□□番地□ (注7)

代表取締役 富士見 太郎 (印) (注7) (注8)

□□県□□市□□町□丁目□番地□

上記代理人 富士見 次郎 (印) (注9)

さいたま地方法務局 志木出張所 御中

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。

(注〇)などは、記載しないでください。

(記載例2)

本店の所在地が変更になった場合に、
支店所在地の管轄法務局で行う登記申請の例。

株式会社変更登記申請書

1. 商号 〇〇商事株式会社
1. 本店 埼玉県富士見市大字勝瀬〇〇〇〇番地〇 (注1)
1. 支店 △△県△△市△△町△丁目△番地△
1. 登記の事由 町名地番変更による 本店の変更 (注2)
1. 登記すべき事項 別紙履歴事項証明書のとおり
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号の規定により免除 (注4)
1. 添付書類
履歴事項証明書 1 通

上記のとおり登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県富士見市ふじみ野東◇丁目□□番地□ (注7)

申請人 〇〇商事株式会社 (注7)

埼玉県富士見市ふじみ野東◇丁目□□番地□ (注7)

代表取締役 富士見 太郎 (注7) (注8)

〇〇地方法務局 〇〇支局 御中

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。

(注〇)などは、記載しないでください。

(記載例3)

支店の所在地が変更になった場合に、
本店所在地の管轄法務局で行う登記申請の例。

株式会社変更登記申請書

1. 商号 〇〇商事株式会社
1. 本店 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇 (注1)
1. 支店 埼玉県富士見市大字勝瀬〇〇〇〇番地〇
1. 登記の事由 町名地番変更による支店の変更 (注2)
1. 登記すべき事項 平成22年5月1日町名地番変更による (注3)
埼玉県富士見市大字勝瀬〇〇〇〇番地〇の支店の変更
変更後の支店 埼玉県富士見市ふじみ野東◇丁目□□番地□
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号の規定により免除 (注4)
1. 添付書類
住所変更証明書 1 通 (注5)
代理権限証書 1 通 (注6)

上記のとおり登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇 (注7)

申請人 〇〇商事株式会社 (注7)

埼玉県富士見市ふじみ野東◇丁目□□番地□ (注7)

代表取締役 富士見 太郎 ㊟ (注7) (注8)

□□県□□市□□町□丁目□番地□

上記代理人 富士見 次郎 ㊟ (注9)

〇〇地方法務局 〇〇支局 御中

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。

(注〇)などは、記載しないでください。

(記載例4)

支店の所在地が変更になった場合に、
支店所在地の管轄法務局で行う登記申請の例。

株式会社変更登記申請書

1. 商号 〇〇商事株式会社
1. 本店 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇 (注1)
1. 支店 埼玉県富士見市大字勝瀬〇〇〇〇番地〇
1. 登記の事由 町名地番変更による支店の変更 (注2)
1. 登記すべき事項 別紙履歴事項証明書のとおり
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号の規定により免除 (注4)
1. 添付書類
履歴事項証明書 1 通

上記のとおり登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇 (注7)

申請人 〇〇商事株式会社 (注7)

埼玉県富士見市ふじみ野東◇丁目□□番地□ (注7)

代表取締役 富士見 太郎 ㊟ (注7) (注8)

〇〇地方法務局 〇〇支局 御中

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。

(注〇)などは、記載しないでください。

(記載例5)

記載例1、記載例3の登記申請書で代理人が申請する場合の委任状の例。

委 任 状

私は（□□県□□市□□町□丁目□番地□・富士見次郎）に下記のことを委任します。

記

平成22年5月1日町名地番変更に伴う変更登記を管轄法務局へ代理して申請すること及び補正のための取り下げに関する一切の権限。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県富士見市ふじみ野東◇丁目□□番地□

〇〇商事株式会社

代表取締役 富士見 太郎 ⑩

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。

お問い合わせ先

○住所変更に関すること

富士見市役所 各担当課まで

049(251)2711 (代表)

○区画整理に関すること

富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合

049(264)5882

新町名地番街区案内図

